

分電盤の点検商法にご注意ください！

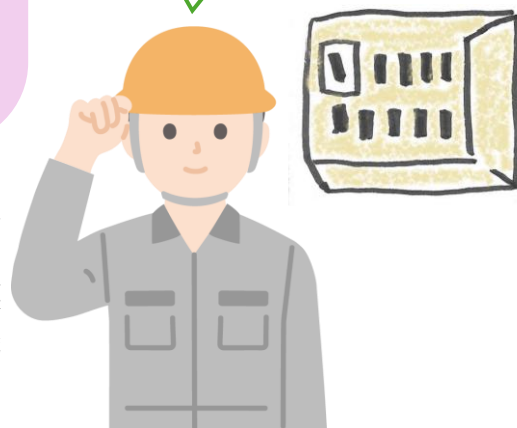
<事例>

「電力会社のものですが分電盤の点検に伺います」と電話がかかってきて、法定点検だろうと思い、来訪を承諾した。点検してもらうと「分電盤の耐用年数は法律で15年と決まっている。漏電したら大変なことになる」と交換を勧められ、約14万円で分電盤交換工事の契約をした。業者が帰った後、家族に相談したところ、契約先の電力会社に点検の有無を確認した方が良いと言われ、電力会社に確認したところ関係のない業者とわかった。クーリング・オフをしたい。

(70代)

古くて
このままだと**漏電**する
かもしれません！
今すぐ契約しましょう

【法定点検とは？】電気事業法に基づき一般家庭で4年に1回行われる電気の法定点検は無料で、**身分証明書**を携帯した電力会社（一般送配電事業者）または電力会社から委託を受けた登録調査機関の調査員が点検を行います。



気を付けるべきポイント！

- ✓原則として電力会社が法定点検の日時を電話でお知らせすることはありません。
- ✓法定点検では、点検後に調査員が分電盤の交換工事の契約を持ち掛けることはありません。
- ✓住宅用分電盤の使用期限を定めた法律はありません。
※なお、日本電気工業会では13～15年以上経過を更新推奨時期としています。
- ✓分電盤の交換を検討する場合は、複数の業者に見積もりを取り、機能や価格を十分に確認した上で契約しましょう。

困った時は、長野市消費生活センター(026-224-5777)または
消費者ホットライン「188」へご相談ください。

(188は土日祝でも10:00～16:00の間はご相談できます。)